

# 地方独立行政法人知多半島総合医療機構職員給与規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人知多半島総合医療機構就業規程（以下「就業規程」という。）第72条の規定に基づき、就業規程第2条第1項に規定する職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

## (用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 一般職員 特定職員以外の職員をいう。

(2) 特定職員 職員のうち院長、副院長並びにその職務の複雑、困難及び責任の度等が院長又は副院長に相当するものとして理事長が定めるもの

## (給与)

第3条 一般職員における第1条の給与は給料、役職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日勤務手当、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当、特定職員における第1条の給与は年俸、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当及び夜勤手当をいう。

2 給与は、他の規程及び次条第3項に規定する場合のほか、現金で支払わなければならない。ただし、職員から申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。

## (給与からの控除)

第3条の2 労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第24条第1項の規定により、職員に給与を支給する際、その給与から控除することができるものは、次に掲げるものとする。

(1) 地方独立行政法人知多半島総合医療機構（以下「法人」という。）が実施する福利厚生事業に係る自己負担金

(2) 団体扱いの生命保険及び損害保険の保険料

(3) 人間ドック及び予防接種の自己負担金

(4) 愛知県都市職員共済組合が実施する組合員の福祉事業に関する貯金及び貸付金の償還金

(5) 労基法第24条第1項に規定する労働組合の組合費

(6) 前各号に掲げるもののほか、職員が給与から控除を申し出たもので、理事長が適当と認めたものの金額

## (給料)

第4条 給料は、地方独立行政法人知多半島総合医療機構職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（以下「勤務時間規程」という。）

第4条第1項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）の規定による勤務に対する報酬とする。

- 2 一般職員の受ける給料は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件を考慮したものでなければならない。
- 3 宿舍、食事、制服その他これらに類する有価物が職員に支給され、又は無料で貸与される場合においては、これを給与の一部とし、別に定めるところにより、その相当額をその職員の給与から控除する。ただし、特別の定めがある場合には、この限りでない。

（給料表）

第5条 給料表は、別表第1から別表第8までのとおりとする。

- 2 一般職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第9から別表第16までに定める等級別基準職務表によるものとする。この場合において、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、理事長が別に定める。
- 3 一般職員の職務の級は、理事長が前項に規定する基準に従い決定し、第1項の給料表により一般職員に給料を支給しなければならない。

（初任給、昇給、昇格等の基準）

第6条 新たに給料表の適用を受ける一般職員となった者の号給は、理事長が定める初任給の基準に従い決定する。

- 2 一般職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、理事長の定めるところによる。
- 3 一般職員の昇給は、理事長が別に定める日に、同日前において理事長が別に定める日における当該職員の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が就業規程第64条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして理事長が定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。
- 4 前項の規定により職員（次項の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項前段に規定する勤務成績が良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。
- 5 次に掲げる職員の第3項の規定による昇給は、同項前段に規定する勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成

績に応じて理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。

(1) 55歳（理事長が別に定める職員にあっては、56歳以上の年齢で理事長が別に定めるもの）を超える職員

(2) 行政職給料表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が別に定める職員

6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

7 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

8 第3項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（給料の計算期間及び支給日）

第7条 給料の計算期間は、月の1日からその月の末日までとする。

2 給料の支給日は、その月の22日とする。ただし、その日が日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下この項において「休日」という。）に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日で日曜日若しくは土曜日又は休日でない日に支給する。

（給料の支給）

第8条 新たに一般職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。ただし、離職した者が即日一般職員となった場合又は地方公務員若しくは国家公務員が退職の日に一般職員となった場合は、その日の翌日から給料を支給する。

2 一般職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。

3 一般職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であって、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から勤務時間規程第5条第1項、第6条及び第7条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

5 一般職員が休職にされ、又は休職の終了により復職した場合、就業規程第17条第1項第6号に規定する専ら従事する場合、又は就業規程第17条第1項第6号に規定する専ら従事する場合の期間の終了により復職した場合、停職にされ又は停職の終了により職務に復帰した場合、地方独立行政法人知多半島総合医療機構職員の育児・介護休業等に関する規程（以下「育児介護休業規程」という。）第3条の規定により育児休業を始め、又は育児休業の終了により職務に復帰した場合、地方独立行政法人知多半島総合医療機構職員の自己啓発等休業に関する規程第2条第1項に規定する自己啓発休業を始め、又は自己啓

発休業の終了により復帰した場合及び地方独立行政法人知多半島総合医療機構職員の配偶者同行休業に関する規程第2条第1項に規定する配偶者同行休業を始め、又は配偶者同行休業の終了により復帰した場合におけるその月の給料は、前項に規定する日割りによる計算により支給する。

(定年前再任用短時間勤務職員の給料月額)

第9条 就業規程第32条の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第5条第3項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間規程第4条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(任期付短時間勤務職員の給料月額)

第9条の2 就業規程第32条の2の規定により採用された職員のうち勤務時間規程第4条第1項に規定する勤務時間より短い勤務時間である職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の給料月額は、第5条第1項の規定に関わらず、その規定による給料月額に、勤務時間規程第4条第4項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(給料の調整額)

第10条 理事長は、第5条に規定する給料表の額が同一級の職に通常含まれている労働の困難又は危険の度に比して著しい困難又は危険を含む職務に係る職に対して適当でないと認めるときは、その特殊性に基づいてその給料表に掲げられている給料額につき適正な調整額表を定めることができる。ただし、その特殊性がその職務の級に属する同種の職に等しく含まれている場合においてはその職を給料表の級に格付するに際し、その特殊性を考慮に入れることを妨げるものではない。この場合においては、その給料月額を本条の規定によって調整することはできない。

2 前項の規定による給料の調整額は、その調整前における給料月額の100分の25を超えてはならない。

(役職手当)

第11条 役職手当は、管理又は監督の地位にある一般職員の職のうち、その職務の特殊性に基づき、特に必要があると認めるものに対して理事長が別に定めるところにより支給する。

2 前項の役職手当の月額は、その一般職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の25を超えてはならない。

3 第1項に規定する一般職員の職にある職員のうち医療職給料表

(一) の適用を受ける一般職員でその職務の級が4級であるもの以外の職員には、超過勤務手当(第16条第2項に規定するその勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間であって正規の勤務時間以外に勤務した場合に支給する加算分を除く)及び休日勤務手当は支給しない。  
(扶養手当)

第12条 扶養手当は、扶養親族のある一般職員に対して支給する。ただし、次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族(第3項において「扶養親族たる父母等」という。)に係る扶養手当は、行政職給料表(一)の適用を受ける一般職員でその職務の級が9級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける一般職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員に対しては、支給しない。

2 前項の扶養親族とは次に掲げる者で、他に生計の途がなく主としてその一般職員の扶養を受けている者をいう。

(1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(3) 満60歳以上の父母及び祖父母

(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(5) 重度障がい者

3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)については1人につき13,000円、扶養親族たる父母等については1人につき6,500円(行政職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員にあっては、3,500円)とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 前4項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(地域手当)

第13条 民間の賃金水準を基礎とし、物価等を考慮して、一般職員に地域手当を支給する。

2 地域手当の月額は、給料、役職手当及び扶養手当の月額の合計額に、100分の8の割合を乗じて得た額とする。

3 医療職給料表(一)の適用を受ける一般職員には、当分の間、前項の規定にかかわらず、給料、役職手当及び扶養手当の月額の合計額に

100分の16を乗じて得た月額地域手当を支給する。

- 4 就業規程第32条の2の規定により採用された職員（医療業務に従事する職員で理事長の定めるものに限る。）には、当分の間、給料に100分の16を乗じて得た額とする。

（住居手当）

第13条の2 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する一般職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている一般職員（法人が設置する宿舍を貸与され、使用料を支払っている職員その他理事長が別に定める職員を除く。）
- (2) 第14条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される一般職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が居住するための住宅（法人が設置する宿舍その他理事長が別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの均衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定めるもの

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる一般職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する一般職員にあっては、当該各号に定める額の合計額）とする。

- (1) 前項第1号に掲げる一般職員 次に掲げる一般職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

ア 月額27,000円以下の家賃を支払っている一般職員 家賃の月額から16,000円を控除した額

イ 月額27,000円を超える家賃を支払っている一般職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額

- (2) 前項第2号に掲げる一般職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（通勤手当）

第14条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

- (1) 通勤のため交通機関を利用して、その運賃を負担することを常例とする職員（交通機関を利用しなければ通勤することが著しく

困難である職員以外の職員であって交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で理事長が定めるもの(以下この条において「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 前項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が理事長が細則で定める要件を満たすものに限る。以下「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(理事長が細則で定める職員を除く。)に駐車場等に係る通勤手当を支給する。

3 1箇月当たりの通勤手当の額は、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額とする。

(1) 第1項に掲げる職員に支給する通勤手当(次号に掲げるものを除く。)66,400円を超えない範囲内で理事長が細則で定める額

(2) 前項の駐車場等に係る通勤手当 5,000円を超えない範囲内で駐車場等の料金に相当する額として理事長が細則で定める額

4 前3項に規定するものの外、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(単身赴任手当)

第14条の2 事業所を異にする異動又は在勤する事業所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他理事長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった一般職員で、当該異動又は事業所の移転の直前の住居から当該異動又は事業所の移転の直後に在勤する勤務場所に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする一般職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事業所に通勤することが、通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額は、3万円（理事長が別に定めるところにより算定した一般職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下「交通距離」という。）が理事長が別に定める距離以上である一般職員にあっては、その額に、7万円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて理事長が別に定める額を加算した額。）とする。
- 3 新たに給料表の適用を受け一般職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった一般職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する事業所に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする一般職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される一般職員との均衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める一般職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（在宅勤務等手当）

第14条の3 住居その他これに準ずるものとして理事長が別に定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他理事長が別に定める時間を除く。）の全部を勤務することを、理事長が別に定める期間以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた一般職員には、在宅勤務等手当を支給する。

- 2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。
- 3 前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（特殊勤務手当）

第15条 他に特別の規定があるものの外、職員が特殊の勤務に従事し、その勤務に対する給与について、特別の考慮を必要とする場合においてそれを給料に組入れることが不可能であるか又は困難若しくは不適當な事情があるときは、その特殊性に応じ、特殊勤務手当を支給することができる。

- 2 特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、手当の額及び支給の方法は、理事長が定める。

（超過勤務手当）

第16条 超過勤務手当は、正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた一般職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について支給する。

- 2 超過勤務手当の額は、前項の勤務1時間につき、第22条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間以外の時間にした

次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で理事長が別に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。第3項において同じ。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間以外の時間にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第2項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で理事長が別に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）」とあるのは「100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の125）」とする。

4 前3項の規定にかかわらず、勤務時間規程第7条の規定により、勤務時間規程第5条第2項又は第6条第1項の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられた一般職員に対しても、割振り変更前の正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、勤務1時間につき、第22条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。ただし、定年前再任用短時間勤務職員等が、勤務時間規程第7条の規定により、割振り変更前の正規の勤務時間以外の時間にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした週における割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

5 次に掲げる時間の合計が1箇月について60時間を超えた一般職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前各項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第22条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1) 第1項の勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）

(2) 前項の勤務（同項ただし書の勤務を除く。）の時間 100分の

- 6 勤務時間規程第9条の2第1項に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に一般職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第22条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。
- (1) 前項第1号に掲げる時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）から第2項に規定する理事長が別に定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合
- (2) 前項第2号に掲げる時間 100分の50から第4項に規定する理事長が別に定める割合を減じた割合
- 7 第3項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項第1号中「第2項に規定する理事長が別に定める割合」とあるのは「100分の100」とする。
- 8 特定職員の超過勤務手当の支給にあたっては、他の規定に関わらず、第16条第2項に規定するその勤務が午後10時から翌日午前5時までの間であって正規の勤務時間以外に勤務した場合に支給する加算分についてのみ支給する。
- (休日勤務手当)
- 第17条 休日勤務手当は、勤務時間規程第10条に規定する祝日法による休日（勤務時間規程第11条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した一般職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。勤務時間規程第5条第1項又は第6条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている一般職員以外の一般職員にあっては、勤務時間規程第10条に規定する祝日法による休日が勤務時間規程第6条及び第7条の規定に基づく週休日に当たるときは、理事長が別に定める日）及び勤務時間規程第10条に規定する年末年始の休日（勤務時間規程第11条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した一般職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた一般職員に対して、その正規の勤務時間中に勤務した全時間について支給する。
- 2 休日勤務手当の額は、前項の勤務1時間につき、第22条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの

範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額とする。

(夜勤手当)

第18条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して勤務1時間につき、第22条第1項に規定する勤務1時間当りの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。

第19条 第16条から前条までの規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当、休日勤務手当又は夜勤手当の額及び第23条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(宿日直手当)

第20条 宿日直勤務(第3項の勤務を除く。)を命ぜられた一般職員には、その勤務1回につき9,000円を超えない範囲内において、理事長の定める額を宿日直手当として支給する。

2 医師の宿日直手当は、前項の規定にかかわらず、22,500円を超えない範囲内において理事長が定める額とする。

3 宿日直勤務のうち常直的なものを命ぜられた一般職員には、その勤務に対して、23,500円を超えない範囲内において理事長が定める月額宿日直手当を支給する。

4 前3項の勤務は、第16条、第17条第1項及び第18条の勤務には、含まれないものとする。

第21条 第16条、第17条第1項、第18条並びに前条第1項及び第2項の規定は、第10条第1項に規定する職にある一般職員には適用しない。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第22条 第16条から第18条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額並びに理事長が別に定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を勤務時間規程第4条に規定する1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから理事長が別に定める時間を減じたもので除して得た額とする。

2 次条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を勤務時間規程第4条に規定する1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

(給与の減額)

第23条 一般職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、勤務時間規程第9条の2第1項に規定する超勤代休時間、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、休暇による場合その他理事長が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

2 一般職員（就業規程第32条の2の規定により採用された職員を除く。）が負傷（公務上の負傷及び通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下この項及び第26条において同じ。）による負傷を除く。）若しくは疾病（公務上の疾病及び通勤による疾病を除く。）に係る療養のための病気休暇の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、前項の規定にかかわらず、その超える期間につき、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の50を乗じて得た額を減額する。

3 前項に規定するもののほか、同項の勤務しない期間の範囲、給料の計算その他同項の規定による給与の減額に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（管理職員特別勤務手当）

第23条の2 管理職員特別勤務手当は、第11条第1項の規定により役職手当を受け一般職員（医療職給料表（一）の適用を受け一般職員は除く。次項において「管理監督職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により勤務時間規程第5条第1項、第6条及び第7条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合に、当該職員に対して支給する。

2 管理職員特別勤務手当の額は、勤務1回につき、10,000円を超えない範囲内において、理事長が別に定める額（時間を考慮して理事長が別に定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額。）とする。

3 前2項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（期末手当）

第24条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第24条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する一般職員（就業規程第17条第1項第6号に規定する専ら従事する場合を除く。）に対して、次に定める日（次条及び第24条の3第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第26条第6項の規定の適用を受け一般職員及び理事長が別に定めるものを除く。）についても、同様とする。

(1) 基準日が6月1日である場合 6月30日（その日が日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日で日曜日若しくは土曜日又は休日でない日）

(2) 基準日が12月1日である場合 12月10日（その日が日曜日若し

くは土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日で日曜日若しくは土曜日又は休日でない日）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の126.25を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該一般職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中の「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した一般職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において一般職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 行政職給料表（一）の適用を受ける一般職員でその職務の級が4級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける一般職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき理事長が別に定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に役職段階、職務の級等を考慮して、理事長が別に定める一般職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は理事長が別に定める。

第24条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規程第65条第5号の規定による懲戒解雇の処分を受けた一般職員
- (2) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した一般職員（前号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの
- (3) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の

在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

第24条の3 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた一般職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、業務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

3 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

4 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとし

て当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

- 5 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(勤勉手当)

第25条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する一般職員（就業規程第17条第1項第6号に規定する専ら従事する場合を除く。）に対し、当該一般職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、次に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した一般職員（理事長が別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

(1) 基準日が6月1日である場合 6月30日（その日が日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日で日曜日若しくは土曜日又は休日でない日）

(2) 基準日が12月1日である場合 12月10日（その日が日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日で日曜日若しくは土曜日又は休日でない日）

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる一般職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の一般職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員  
当該一般職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した一般職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の106.25を乗じて得た額の総額

(2) 前項の一般職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において一般職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 第24条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用す

る。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第25条第3項」と読み替えるものとする。

5 理事長は、特に必要のあると認めるときは、予算の範囲内において、理事長が定める額を第2項の規定による勤勉手当の額に加算することができる。この場合において、その加算する額は、第1項の規定にかかわらず理事長が定める日に支給する。

6 第24条第5項の規定は、勤勉手当の支給について準用する。

7 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第24条の2中「前条第1項」とあるのは「第25条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第25条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第3項第3号において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（第25条第1項第1号及び第2号に規定する日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。）」と読み替えるものとする。

（休職者の給与）

第26条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規程第17条第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに給与の全額を支給する。

2 職員が結核性疾患にかかり、就業規程第17条第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

3 職員が前2項以外の心身の故障により、就業規程第17条第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

4 職員が就業規程第17条第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

5 就業規程第17条第2号の規定により、休職にされた職員には他の規程に別段の定めがない限り、前各項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。

6 就業規程第17条第1項第6号に規定する専ら従事する場合の在職した全期間については、第24条及び第25条に規定する期末手当及び勤勉手当支給の在職期間から除く。

7 第2項又は第3項に規定する職員が、各項に規定する期間内で第24条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、第24条第1項の規定により理事長が定める日に、各項の規定の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、理事長が別に

定める職員については、この限りでない。

8 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第24条の2及び第24条の3の規定を準用する。この場合において、第24条の2中「前条第1項」とあるのは、「第26条第7項」と読み替えるものとする。

第26条の2 就業規程第17条第1項第6号に規定する専ら従事する場合には、その許可の効力を有する間は、いかなる給与も支給しない。

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第27条 第6条、第12条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

第27条の2 第6条、第10条から第12条まで、第13条の2及び第16条から第18条までの規定は、就業規程第32条の2第1項の規定により採用された職員には適用しない。

第27条の3 第6条、第10条から第12条まで及び第13条の2の規定は、就業規程第32条の2第6項の規定により採用された職員には適用しない。

(委任)

第28条 役職手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日勤務手当、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法に関し必要な事項は、理事長が定める。

(年俸)

第29条 特定職員に支給する年俸の種類は基本年俸(年俸のうち、正規の勤務時間による勤務に対する報酬をいう。)及び業績年俸(年俸のうち、勤務成績に応じた報酬をいう。)とする。

2 年俸表は、別表第17から別表第19のとおりとする。

3 理事長は毎年度その複雑、困難、責任の度及び当該特定職員の勤務成績に基づき、適用する年俸表の区分を決定するものとする。

(基本年俸)

第30条 特定職員の基本年俸の額は、その者に適用される年俸表の基本年俸の欄に掲げる額のうち、前条第3項の規定によりその者に適用する区分に応じた額とする。

2 基本年俸は、第7条第2項に規定する日に、その額の12分の1の額(1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。以下「月例年俸」という。)を支給する。

3 第8条各項の規定は、月例年俸の支給に準用する。

(業績年俸)

第31条 業績年俸は、6月1日及び12月1日(以下この条から第33条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する特定職員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又

は死亡した特定職員についても同様とする。

2 業績年俸の額は、その者に適用される年俸表の業績年俸の欄に掲げる額のうち、第29条第3項の規定によりその者に適用する区分に応じた額（1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。以下「業績年俸基礎額」という。）の2分の1の額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする（1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

3 前項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

4 業績年俸の額は、前各項の規定にかかわらず、設立団体と地方独立行政法人知多半島総合医療機構評価委員会が行う業績評価及び当該特定職員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案して、理事長が決定するものとし、第2項の業績年俸の額の100分の70から100分の130までの範囲内でこれを増額し、又は減額することができるものとする。

5 第24条第1項、第24条の2及び第24条の3の規定は、業績年俸の支給に準用する。

第32条 第26条の規定は、基本年俸及び業績年俸の支給に準用する。

2 第29条、第30条、前条及び第1項に規定するもののほか、基本年俸及び業績年俸の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(委任)

第33条 この規程の施行に関し、必要な事項は理事長が定める。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(60歳超職員の給料月額の特例)

第2条 当分の間、一般職員の給料月額は、当該一般職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第4条において「特定日」という。)以後、当該一般職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第3項の規定により当該一般職員の属する職務の級並びに第6条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該一般職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

第3条 前条の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 就業規程第32条の2の規定により採用された職員

(2) 医師及び歯科医師

(3) 就業規程第29条第1項又は第2項の規定により当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（同規程第29条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同規程第26条に規定する職を占める職員

(4) 就業規程第25条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同規程第24条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

第4条 就業規程第28条に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第6条において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第2条の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（理事長が定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第2条の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

第5条 前条の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

第6条 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける一般職員（附則第2条の規定の適用を受ける職員に限り、附則第4条に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との均衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、理事長が定めるところにより、附則第4条及び第5条の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

第7条 附則第4条又は前条の規定による給料を支給される職員以外の附則第2条の規定の適用を受ける職員であつて、採用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との均衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、理事長が定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給す

る。

第8条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、附則第2条の規定による給料月額、附則第4条の規定による給料その他附則第2条から前条までの規定の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

第9条 附則第2条から前条までの規定は、特定職員の給与の支給に準用する。

(暫定再任用職員)

第10条 就業規程附則第3条の規定により採用した職員(以下「暫定再任用職員」という。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される第5条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 育児介護休業規程第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、勤務時間規程第4条第2項又は第4項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される第5条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間規程第4条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 第1項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は理事長が定める。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

第11条 施行日から令和8年3月31日までの間における第12条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表(一)の適用を受ける一般職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける一般職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が別に定める職員に対しては」と、同条第2項中「(5) 重度障がい者」とあるのは「(5) 重度障がい者、(6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う整理に関する経過措置)

第12条 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第24条の2及び第24条の3の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(引継職員の特例)

第13条 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、半田市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第12号。以下「半田市給与条例」という。）または常滑市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成25年条例第11号。以下「常滑市病院事業職員給与条例」という。）の適用を受けていた職員が引き続き法人の職員となった場合（以下「引継職員」という。）において、当該職員に適用するこの規程に規定する給与は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）が定める場合を除き、同日以前の半田市給与条例又は常滑市病院事業職員給与条例の規定による給与その他の事情を考慮して理事長が定める。

第14条 引継職員のうち、施行日において、新たに役員規程の適用を受け、年俸の支給を受ける者は、この規程は適用しない。

第15条 引継職員の均衡上調整の必要があると認められるもののこの規程における給与については、その均衡上必要があると認められる限度において、理事長が必要な調整を行うことができる。

第16条 引継職員で施行日においてその者の受ける給料月額が施行日の前日においてその者の受けていた給料月額に達しないこととなるものには、令和12年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

附 則

この規程は、令和7年7月2日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和7年9月3日から施行し、令和7年9月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和7年12月3日から施行し、令和7年4月1日から適用する。ただし、改正後の規程は、施行日以前に退職した職員について

は適用しない。

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第5条関係）

行政職給料表（一）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		号給 給料月額又は 基準給料月額	給料月額又は 基準給料月額	給料月額又は 基準給料月額	給料月額又は 基準給料月額	給料月額又は 基準給料月額	給料月額又は 基準給料月額	給料月額又は 基準給料月額	給料月額又は 基準給料月額	給料月額又は 基準給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	525,300
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	532,000
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	537,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	541,300
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	544,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	547,900
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	550,800
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	553,300
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	555,300
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600		
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100		
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600		
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100		
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400		
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700		
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900		
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100		
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400		
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700		
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900		
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100		
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900		
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700		

24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500		
25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100		
26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700		
27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300		
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900		
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600		
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400		
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800		
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500		
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000		
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400		
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800		
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200		
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600		
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900		
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200		
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500		
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800		
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100		
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400		
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700		
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000		
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100			
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400			
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700			
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900			
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200			
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400			
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700			
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900			
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200			
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500			
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800			

57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000			
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300			
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600			
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800			
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000			
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300			
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600			
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800			
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000			
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300			
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600			
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800			
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000			
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300			
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600			
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800			
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000			
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300				
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600				
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800				
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000				
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300				
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600				
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800				
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000				
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300				
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600				
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800				
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000				
86	266,200	305,800	355,700						
87	266,500	306,100	356,100						
88	266,800	306,400	356,500						
89	267,100	306,700	356,700						

90	267,400	307,000	357,100						
91	267,700	307,300	357,500						
92	268,000	307,600	357,900						
93	268,300	307,800	358,100						
94		308,000	358,400						
95		308,300	358,800						
96		308,700	359,100						
97		308,900	359,400						
98		309,200	359,800						
99		309,500	360,200						
100		309,900	360,600						
101		310,100	361,100						
102		310,400	361,500						
103		310,700	361,900						
104		311,000	362,300						
105		311,200	362,800						
106		311,500	363,200						
107		311,800	363,500						
108		312,100	363,800						
109		312,300	364,200						
110		312,600							
111		313,000							
112		313,300							
113		313,500							
114		313,700							
115		314,000							
116		314,400							
117		314,600							
118		314,800							
119		315,100							
120		315,400							
121		315,700							
122		315,900							

	123		316,200							
	124		316,500							
	125		316,800							
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200	462,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

## 別表第1の2（第5条関係）

### 行政職給料表（二）

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額又 は基準給料 月額	給料月額又 は基準給料 月額	給料月額又 は基準給料 月額	給料月額又 は基準給料 月額	給料月額又 は基準給料 月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	198,200	240,400	260,400	291,600	319,000
	2	199,900	241,200	261,300	292,300	320,300
	3	201,600	242,000	262,200	293,000	321,600
	4	203,300	242,700	263,100	293,500	322,800
	5	205,000	243,400	264,100	294,100	323,700
	6	206,700	244,100	265,000	294,700	324,900
	7	208,300	244,900	266,000	295,300	326,100
	8	209,900	245,600	266,900	295,800	327,200
	9	211,500	246,400	267,800	296,300	328,200
	10	213,000	247,100	268,600	296,900	329,200
	11	214,500	247,800	269,300	297,500	330,300
	12	215,900	248,400	269,700	297,900	331,400
	13	217,300	249,100	270,300	298,300	332,400
	14	218,800	249,500	270,700	298,800	333,400
	15	220,300	250,000	271,100	299,200	334,500
	16	221,800	250,400	271,500	299,500	335,600
	17	223,200	250,900	271,900	299,900	336,600

18	224,600	251,300	272,400	300,300	337,700
19	226,000	251,800	272,900	300,700	338,800
20	227,400	252,200	273,500	301,000	339,800
21	228,800	252,500	274,200	301,300	340,800
22	229,800	252,800	274,800	301,700	341,800
23	230,900	253,100	275,400	302,100	342,700
24	232,000	253,400	276,200	302,400	343,700
25	233,000	253,900	277,000	302,700	344,700
26	233,800	254,400	277,700	303,100	345,600
27	234,700	254,800	278,200	303,400	346,600
28	235,500	255,300	278,900	303,800	347,600
29	236,400	255,800	279,700	304,100	348,600
30	237,200	256,300	280,400	304,600	349,600
31	238,000	256,700	281,100	305,000	350,600
32	238,800	257,100	281,700	305,500	351,500
33	239,600	257,400	282,400	306,000	352,400
34	240,100	257,900	283,100	306,400	353,300
35	240,600	258,400	283,800	306,900	354,100
36	241,100	258,800	284,400	307,400	355,000
37	241,700	259,200	285,000	307,900	355,900
38	242,200	259,700	285,700	308,500	356,900
39	242,700	260,100	286,300	309,100	357,900
40	243,200	260,500	286,800	309,800	358,800
41	243,700	260,900	287,200	310,300	359,700
42	244,000	261,300	287,700	310,800	360,600
43	244,300	261,800	288,100	311,400	361,500
44	244,700	262,100	288,500	311,900	362,300
45	245,100	262,400	289,000	312,400	363,100
46	245,500	262,800	289,500	312,900	363,900
47	245,900	263,200	290,000	313,500	364,700
48	246,300	263,500	290,300	314,100	365,400
49	246,600	263,900	290,700	314,700	366,100
50	246,900	264,300	291,100	315,400	366,900

51	247,200	264,600	291,500	316,100	367,700
52	247,500	264,900	292,000	316,800	368,300
53	247,700	265,300	292,300	317,400	369,000
54	248,000	265,600	292,700	318,100	369,600
55	248,300	265,900	293,200	318,700	370,300
56	248,600	266,300	293,700	319,300	371,000
57	248,800	266,600	294,100	319,900	371,600
58	249,100	266,900	294,700	320,600	372,100
59	249,400	267,200	295,200	321,300	372,600
60	249,600	267,500	295,800	321,900	373,100
61	249,800	267,800	296,400	322,400	373,500
62	250,100	268,100	296,900	322,900	
63	250,400	268,400	297,500	323,500	
64	250,600	268,700	298,000	324,100	
65	250,800	268,900	298,500	324,700	
66	251,100	269,200	299,000	325,100	
67	251,400	269,500	299,500	325,500	
68	251,600	269,700	300,000	326,000	
69	251,800	269,900	300,400	326,300	
70	252,100	270,200	300,800	326,800	
71	252,400	270,500	301,200	327,300	
72	252,600	270,700	301,600	327,700	
73	252,800	270,900	302,000	327,900	
74	253,100	271,200	302,300	328,200	
75	253,400	271,500	302,700	328,400	
76	253,600	271,700	303,100	328,700	
77	253,800	271,900	303,500	329,000	
78	254,100	272,200	303,900	329,300	
79	254,400	272,500	304,300	329,600	
80	254,600	272,700	304,700	329,800	
81	254,800	272,900	305,000	330,000	
82	255,100	273,200	305,500	330,300	
83	255,300	273,500	305,900	330,600	

84	255,600	273,700	306,400	330,800	
85	255,800	273,900	306,700	331,000	
86	256,000	274,100	307,200	331,200	
87	256,300	274,400	307,700	331,500	
88	256,600	274,700	308,000	331,800	
89	256,800	274,900	308,400	332,000	
90	257,100	275,100	308,900	332,300	
91	257,400	275,400	309,400	332,600	
92	257,600	275,600	309,900	332,800	
93	257,800	275,900	310,200	333,000	
94	258,100	276,200	310,600	333,300	
95	258,400	276,500	311,000	333,600	
96	258,600	276,700	311,500	333,800	
97	258,800	276,900	311,900	334,000	
98	259,100	277,200	312,300		
99	259,400	277,400	312,600		
100	259,600	277,700	312,900		
101	259,800	277,900	313,200		
102	260,100	278,100	313,600		
103	260,400	278,400	313,900		
104	260,600	278,700	314,300		
105	260,800	278,900	314,600		
106		279,100	315,000		
107		279,400	315,400		
108		279,600	315,600		
109		279,900	315,800		
110		280,200	316,100		
111		280,500	316,400		
112		280,700	316,600		
113		280,900	316,800		
114		281,200	317,100		
115		281,400	317,400		
116		281,600	317,600		

	117		281,900	317,800		
	118		282,200	318,100		
	119		282,500	318,400		
	120		282,700	318,600		
	121		282,900	318,800		
	122		283,100	319,100		
	123		283,400	319,400		
	124		283,700	319,600		
	125		283,900	319,800		
	126		284,100	320,100		
	127		284,400	320,400		
	128		284,700	320,600		
	129		284,900	320,800		
	130		285,100			
	131		285,400			
	132		285,700			
	133		285,900			
	134		286,100			
	135		286,400			
	136		286,700			
	137		286,900			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		206,200	217,300	235,900	257,800	290,200

備考 この表は、療務員その他の職員で理事長が定めるものに適用する。ただし、就業規程第32条の2の規定により採用された職員を除く。

別表第2（第5条関係）

医療職給料表（一）

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額又は 基準給料 月額	給料月額又は 基準給料 月額	給料月額又は 基準給料 月額	給料月額又は 基準給料 月額	給料月額又は 基準給料 月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	305,600	415,600	470,300	566,200	613,700
	2	307,900	418,300	472,300	572,300	619,500
	3	310,200	420,900	474,200	577,400	624,500
	4	312,400	423,300	476,100	582,100	628,800
	5	314,500	425,600	477,500	586,400	632,800
	6	318,000	427,800	479,200	590,700	636,200
	7	321,500	429,800	481,000	594,100	639,100
	8	324,900	431,900	482,800	597,000	641,800
	9	328,300	434,000	484,600	599,500	
	10	331,800	435,500	486,300	601,800	
	11	335,200	437,000	488,100		
	12	338,600	438,500	489,900		
	13	342,000	439,900	491,700		
	14	345,500	441,300	493,400		
	15	348,900	442,800	495,200		
	16	352,300	444,200	497,000		
	17	355,700	445,500	498,800		
	18	358,800	447,000	500,700		
	19	362,000	448,400	502,600		
	20	365,200	449,800	504,500		
	21	368,500	451,100	506,400		
	22	371,600	452,600	508,100		
	23	374,700	454,000	509,900		
	24	377,700	455,400	511,700		
	25	380,800	456,800	513,300		
	26	383,100	458,200	515,100		

27	385,400	459,500	516,900		
28	387,600	460,900	518,400		
29	389,500	462,300	519,800		
30	391,200	463,600	521,500		
31	392,900	465,000	523,300		
32	394,700	466,400	525,000		
33	396,400	467,700	526,500		
34	398,200	469,100	527,800		
35	399,800	470,400	529,100		
36	401,100	471,800	530,400		
37	402,500	473,200	531,400		
38	403,900	474,900	532,700		
39	405,300	476,500	534,000		
40	406,700	478,000	535,300		
41	408,200	479,600	536,300		
42	408,900	480,800	537,100		
43	409,500	481,900	537,900		
44	410,100	483,000	538,700		
45	410,900	484,000	539,600		
46	411,500	484,900	540,400		
47	412,100	485,800	541,200		
48	412,600	486,600	541,900		
49	413,100	487,300	542,700		
50	413,500	488,000	543,500		
51	414,000	488,700	544,200		
52	414,400	489,300	545,100		
53	414,800	489,900	546,000		
54	415,100	490,600	546,800		
55	415,400	491,200	547,700		
56	415,800	491,800	548,600		
57	416,100	492,100	549,400		
58	416,500	492,700	550,200		
59	416,800	493,300	551,000		

60	417,200	494,000	551,700		
61	417,600	494,400	552,500		
62	417,900	495,000	553,400		
63	418,200	495,700	554,300		
64	418,500	496,400	555,200		
65	418,800	496,800	556,000		
66		497,400	556,900		
67		498,000	557,800		
68		498,500	558,700		
69		499,000	559,500		
70		499,500	560,400		
71		500,000	561,300		
72		500,500	562,200		
73		500,900	563,000		
74		501,400			
75		501,800			
76		502,200			
77		502,700			
78		503,300			
79		503,800			
80		504,200			
81		504,700			
82		505,300			
83		505,900			
84		506,400			
85		501,800			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	312,900	356,500	412,800	488,500	590,500

備考 この表は法人に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

別表第3（第5条関係）

医療職給料表（二）

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月 額又は 基準給 料月額	給料月 額又は 基準給 料月額	給料月 額又は 基準給 料月額	給料月 額又は 基準給 料月額	給料月 額又は 基準給 料月額	給料月 額又は 基準給 料月額	給料月 額又は 基準給 料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	201,000	239,800	274,400	293,300	326,300	372,300	427,200
	2	203,100	241,100	275,200	294,100	327,700	374,000	429,100
	3	205,200	242,400	275,900	294,800	329,100	375,600	431,100
	4	207,300	243,700	276,700	295,500	330,500	377,200	432,900
	5	209,300	244,900	277,500	296,200	331,900	378,700	434,700
	6	211,300	246,000	278,300	296,900	333,500	380,300	436,300
	7	213,300	247,000	279,100	297,600	335,000	381,900	437,900
	8	215,100	247,900	279,800	298,300	336,500	383,500	439,400
	9	216,900	249,000	280,500	299,100	337,900	385,100	440,900
	10	218,800	250,100	281,300	299,800	339,500	387,100	442,200
	11	220,700	251,200	282,100	300,600	341,000	389,100	443,500
	12	222,800	252,400	282,900	301,200	342,500	391,100	444,800
	13	224,500	253,600	283,700	301,800	343,900	392,500	446,100
	14	226,500	254,800	284,500	302,900	345,500	394,200	447,300
	15	228,700	256,000	285,200	304,000	347,000	395,900	448,500
	16	230,800	257,100	286,000	305,200	348,500	397,600	449,600
	17	232,900	258,100	286,800	306,300	350,000	399,300	450,800
	18	234,000	259,100	287,600	307,500	351,600	400,800	451,900
	19	235,000	260,200	288,400	308,600	353,200	402,300	453,100
	20	236,100	261,200	289,100	309,800	354,700	403,800	454,300
	21	237,200	262,300	289,900	311,000	356,000	405,100	455,400
	22	238,000	263,200	290,800	312,200	357,500	406,400	456,200
	23	238,900	264,000	291,700	313,400	359,000	407,700	456,600
	24	239,700	264,800	292,400	314,500	360,500	408,800	457,300
	25	240,600	265,600	293,100	315,700	361,900	409,900	457,800

26	241,500	266,400	294,000	316,900	363,400	411,000	458,200
27	242,400	267,200	294,900	318,000	364,900	412,100	458,600
28	243,300	268,000	295,600	319,200	366,300	413,200	459,000
29	244,100	268,700	296,400	320,400	367,700	414,000	459,400
30	244,900	269,500	297,400	321,600	369,300	414,800	459,800
31	245,600	270,300	298,300	322,800	370,700	415,500	460,100
32	246,400	271,100	299,300	324,000	372,200	416,300	460,400
33	247,100	271,900	300,300	325,100	373,400	416,700	460,700
34	247,700	272,700	301,400	326,200	374,500	417,300	461,000
35	248,400	273,300	302,400	327,400	375,700	417,800	461,300
36	249,100	274,100	303,300	328,600	376,800	418,200	461,600
37	249,800	275,000	304,300	329,800	377,800	418,600	461,900
38	250,400	275,800	305,300	331,000	378,600	418,800	
39	251,000	276,600	306,300	332,300	379,500	419,100	
40	251,600	277,300	307,300	333,500	380,600	419,400	
41	252,200	278,000	308,200	334,400	381,600	419,700	
42	252,800	278,800	309,400	335,600	382,600	420,000	
43	253,400	279,600	310,500	336,800	383,600	420,300	
44	253,900	280,300	311,600	338,000	384,500	420,600	
45	254,300	281,000	312,600	338,900	385,300	420,800	
46	254,900	281,800	313,700	339,900	386,100	421,100	
47	255,300	282,600	314,800	340,900	387,000	421,400	
48	255,700	283,300	315,800	341,800	387,800	421,700	
49	256,100	284,000	316,900	342,700	388,300	421,900	
50	256,600	284,700	317,900	343,600	389,100	422,100	
51	257,100	285,300	319,000	344,600	389,900	422,400	
52	257,600	286,000	320,100	345,500	390,700	422,700	
53	257,900	286,700	321,100	346,000	391,100	422,900	
54	258,200	287,300	322,100	346,900	391,800		
55	258,500	288,000	323,100	347,600	392,500		
56	258,800	288,600	324,100	348,500	393,100		
57	259,100	289,300	325,000	349,200	393,500		
58	259,400	290,000	326,000	349,500	394,000		

59	259,700	290,700	327,000	349,900	394,600		
60	260,000	291,300	327,900	350,500	395,200		
61	260,300	291,800	328,800	351,100	395,600		
62	260,600	292,400	329,500	351,800	396,100		
63	260,900	293,100	330,200	352,500	396,600		
64	261,200	293,700	330,800	353,100	397,100		
65	261,500	294,200	331,400	353,800	397,700		
66	261,800	294,800	332,100	354,300	398,200		
67	262,100	295,500	332,700	354,900	398,800		
68	262,400	296,100	333,300	355,500	399,400		
69	262,700	296,700	333,900	355,800	399,900		
70	263,000	297,300	334,100	356,300	400,400		
71	263,300	297,900	334,500	356,700	400,800		
72	263,500	298,500	335,000	357,200	401,200		
73	263,700	299,100	335,600	357,700	401,500		
74	264,000	299,600	336,100	358,200	402,000		
75	264,300	300,000	336,600	358,700	402,400		
76	264,500	300,400	337,000	359,100	402,800		
77	264,700	300,700	337,600	359,400	403,200		
78	265,000	301,000	338,100	359,700			
79	265,300	301,200	338,500	359,900			
80	265,500	301,500	339,000	360,200			
81	265,700	301,800	339,500	360,700			
82	266,000	302,000	339,800	361,000			
83	266,300	302,300	340,000	361,300			
84	266,500	302,600	340,300	361,600			
85	266,700	302,800	340,700	362,000			
86		303,000	341,100	362,300			
87		303,200	341,400	362,600			
88		303,400	341,700	362,900			
89		303,800	342,000	363,300			
90		304,000	342,200	363,600			
91		304,200	342,600	363,800			

92		304,400	342,900	364,100			
93		304,800	343,100	364,400			
94		305,000	343,400	364,800			
95		305,200	343,700	365,200			
96		305,500	343,900	365,600			
97		305,800	344,100	366,100			
98		306,000	344,400	366,500			
99		306,200	344,700	366,900			
100		306,500	344,900	367,300			
101		306,800	345,100	367,800			
102		307,000	345,300				
103		307,200	345,700				
104		307,500	345,900				
105		307,800	346,100				
106			346,400				
107			346,800				
108			347,200				
109			347,400				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	201,300	227,900	257,300	271,300	297,800	340,000	383,400

備考 この表は、法人に勤務する薬剤師、放射線技師その他の職員で理事長が定めるものに適用する。ただし、就業規程第32条の2の規定により採用された職員を除く。

別表第4（第5条関係）

医療職給料表（三）

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額 又は基準 給料月額	給料月額 又は基準 給料月額	給料月額 又は基準 給料月額	給料月額 又は基準 給料月額	給料月額 又は基準 給料月額	給料月額 又は基準 給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	221,700	254,700	293,900	307,300	330,800	373,400
	2	223,600	256,800	294,400	307,800	331,800	375,100
	3	225,400	259,000	294,900	308,300	332,800	376,800
	4	227,100	261,200	295,400	308,800	333,700	378,500
	5	228,800	263,400	295,800	309,300	334,700	380,300
	6	230,700	264,400	296,300	309,800	335,900	382,300
	7	232,500	265,200	296,800	310,400	337,100	384,300
	8	234,200	266,100	297,200	310,800	338,300	386,300
	9	235,900	266,900	297,600	311,300	339,200	388,000
	10	237,800	268,000	298,100	311,800	340,400	390,100
	11	239,700	269,100	298,600	312,400	341,500	392,200
	12	241,600	270,000	299,100	312,900	342,600	394,200
	13	243,400	270,800	299,500	313,300	343,600	396,100
	14	245,400	271,500	300,000	313,900	344,700	397,700
	15	247,400	272,200	300,400	314,600	345,800	399,500
	16	249,400	273,000	300,900	315,200	346,900	401,300
	17	251,400	274,100	301,400	315,800	348,000	403,000
	18	253,400	275,000	301,800	316,700	349,100	404,700
	19	255,500	275,900	302,300	317,500	350,200	406,700
	20	257,500	276,800	302,700	318,400	351,300	408,400
	21	259,400	277,800	303,200	319,200	352,400	410,100
	22	260,600	278,800	303,600	320,100	353,600	411,800
	23	261,700	279,700	304,100	321,000	354,700	413,600
	24	262,800	280,700	304,500	321,800	355,800	415,400
	25	263,900	281,500	305,000	322,600	356,800	417,000
	26	264,700	282,400	305,600	323,400	358,100	418,700

27	265,600	283,300	306,300	324,300	359,400	420,500
28	266,400	284,200	307,000	325,200	360,700	422,300
29	267,200	285,200	307,700	325,900	361,900	423,800
30	267,900	285,900	308,400	327,000	363,400	425,300
31	268,600	286,600	309,100	328,100	364,900	426,800
32	269,300	287,300	309,900	329,100	366,400	428,100
33	270,100	287,900	310,600	330,200	367,600	429,300
34	270,700	288,500	311,400	331,200	369,100	430,400
35	271,300	289,000	312,100	332,300	370,500	431,600
36	271,800	289,400	312,800	333,400	371,900	432,800
37	272,400	289,800	313,500	334,500	373,300	434,100
38	273,100	290,400	314,300	335,600	374,300	435,200
39	273,800	290,900	315,100	336,700	375,700	436,400
40	274,500	291,300	315,900	337,800	377,000	437,600
41	275,200	291,700	316,500	338,600	378,300	438,800
42	275,800	292,200	317,400	339,700	379,700	439,800
43	276,500	292,600	318,400	340,800	381,000	440,900
44	277,100	293,100	319,300	341,800	382,300	442,000
45	277,900	293,600	320,100	342,700	383,800	443,000
46	278,600	294,000	321,100	343,600	385,000	443,500
47	279,300	294,500	322,100	344,600	386,100	444,000
48	279,900	294,900	323,000	345,600	387,300	444,400
49	280,400	295,400	323,900	346,800	388,400	445,000
50	280,900	295,800	324,800	348,100	389,300	445,500
51	281,300	296,300	325,800	349,300	390,300	445,900
52	281,700	296,800	326,800	350,500	391,200	446,400
53	282,000	297,200	327,600	351,400	391,800	446,900
54	282,500	297,600	328,500	352,600	392,600	447,300
55	282,900	298,100	329,500	353,700	393,400	447,600
56	283,300	298,500	330,400	355,000	394,200	447,900
57	283,700	299,000	331,300	356,000	394,900	448,300
58	284,100	299,700	332,200	356,900	395,600	
59	284,400	300,400	333,200	358,000	396,300	

60	284,700	301,100	334,100	359,200	396,900	
61	285,100	301,800	335,000	360,300	397,500	
62	285,500	302,700	336,100	361,500	398,100	
63	285,900	303,600	337,300	362,700	398,800	
64	286,200	304,300	338,500	363,700	399,400	
65	286,500	305,000	339,200	364,700	400,100	
66	286,900	305,900	340,300	365,700	400,600	
67	287,300	306,700	341,400	366,800	401,200	
68	287,600	307,500	342,300	367,900	401,700	
69	288,000	308,200	343,400	368,700	402,100	
70	288,500	309,100	344,100	369,800	402,700	
71	288,900	310,000	345,200	370,900	403,100	
72	289,200	310,800	346,300	371,900	403,400	
73	289,600	311,700	347,400	372,600	403,700	
74	290,100	312,500	348,600	373,400	404,200	
75	290,600	313,400	349,700	374,200	404,600	
76	291,100	314,300	350,800	374,900	404,900	
77	291,600	315,100	351,900	375,500	405,200	
78	292,100	316,000	353,000	376,000	405,700	
79	292,700	317,000	354,000	376,500	406,200	
80	293,100	317,900	355,100	377,000	406,600	
81	293,600	318,400	356,000	377,600	406,900	
82	294,000	319,200	357,000	378,100	407,300	
83	294,500	320,100	357,900	378,600	407,800	
84	295,000	320,900	358,900	379,100	408,200	
85	295,400	321,700	359,800	379,500	408,600	
86	295,800	322,600	360,600	379,900		
87	296,300	323,600	361,400	380,500		
88	296,800	324,600	362,200	381,000		
89	297,200	325,500	362,800	381,300		
90	297,700	326,500	363,400	381,800		
91	298,200	327,500	364,000	382,100		
92	298,700	328,500	364,600	382,400		

93	299,200	329,300	365,000	383,000		
94	299,600	330,000	365,400	383,500		
95	300,100	330,700	365,900	384,000		
96	300,700	331,300	366,300	384,500		
97	301,300	331,800	366,800	385,100		
98	301,800	332,100	367,200	385,600		
99	302,300	332,600	367,700	386,100		
100	302,800	333,200	368,100	386,500		
101	303,200	333,600	368,400	387,100		
102	303,700	334,100	368,900	387,600		
103	304,100	334,700	369,200	388,100		
104	304,500	335,200	369,500	388,600		
105	304,900	335,600	369,900	389,200		
106	305,300	336,100	370,400	389,600		
107	305,700	336,600	370,900	390,100		
108	306,000	337,100	371,400	390,600		
109	306,200	337,500	371,900	391,200		
110	306,500	337,800	372,400			
111	306,700	338,100	372,900			
112	307,000	338,400	373,300			
113	307,300	338,700	373,700			
114	307,500	339,100	374,100			
115	307,800	339,400	374,600			
116	308,000	339,700	375,100			
117	308,300	339,900	375,500			
118	308,500	340,200	376,000			
119	308,800	340,500	376,500			
120	309,100	340,700	377,000			
121	309,400	340,900	377,300			
122	309,700	341,200				
123	310,000	341,500				
124	310,300	341,800				
125	310,500	342,000				

126	310,700	342,300			
127	311,000	342,600			
128	311,400	342,800			
129	311,600	343,000			
130	311,900	343,200			
131	312,200	343,500			
132	312,600	343,700			
133	312,800	344,000			
134	313,100	344,400			
135	313,400	344,800			
136	313,700	345,200			
137	313,900	345,500			
138	314,200	345,900			
139	314,500	346,300			
140	314,800	346,700			
141	315,000	347,000			
142	315,300	347,400			
143	315,700	347,700			
144	316,000	348,100			
145	316,200	348,400			
146	316,400	348,800			
147	316,700	349,200			
148	317,000	349,600			
149	317,200	349,900			
150	317,400	350,300			
151	317,700	350,700			
152	318,000	351,100			
153	318,400	351,400			
154	318,600				
155	318,800				
156	319,100				
157	319,400				
158	319,700				

	159	320,000					
	160	320,300					
	161	320,700					
	162	321,000					
	163	321,300					
	164	321,600					
	165	322,000					
	166	322,300					
	167	322,600					
	168	322,900					
	169	323,300					
定年前再任用短時間勤務職員		248,800	269,700	277,300	288,100	305,100	343,600

備考 この表は、法人に勤務する助産師及び看護師その他の職員で理事長が定めるものに適用する。ただし、就業規程第32条の2の規定により採用された職員を除く。

#### 別表第5（第5条関係）

##### 任期付職給料表

号給	給料月額
1	405,000
2	455,000
3	508,000
4	574,000
5	655,000
6	765,000
7	893,000

備考 この表は、就業規程第32条の2第1項の規定により採用された職員に適用する。

別表第6（第5条関係）

任期付行政職給料表（一）

職務の 級	1 級	2 級
号給	給料月額	給料月額
1	195,800	242,000
2	196,900	243,300
3	198,100	244,700
4	199,200	246,100
5	200,300	247,500
6	202,000	248,900
7	203,600	250,300
8	205,200	251,700
9	206,700	253,100
10	208,400	254,300
11	210,000	255,600
12	211,600	256,900
13	213,100	258,100
14	214,800	259,300
15	216,500	260,500
16	218,200	261,700
17	219,400	262,800
18	221,000	263,900
19	222,600	265,000
20	224,100	266,100
21	225,600	267,000
22	227,200	268,000
23	228,800	269,000
24	230,400	270,000
25	232,000	271,000
26	233,700	271,900
27	235,000	272,700
28	236,300	273,600

29	237,600	274,400
30	238,700	275,200
31	239,800	276,000
32	240,900	276,700
33	242,000	277,400
34	242,900	278,200
35	243,800	279,000
36	244,800	279,600
37	245,800	280,300
38	246,700	281,100
39	247,600	281,800
40	248,400	282,500
41	249,200	283,200
42	249,900	283,900
43	250,500	284,600
44	251,100	285,300
45	251,800	286,000
46	252,400	286,600
47	253,000	287,300
48	253,600	287,900
49	254,100	288,600
50	254,700	289,200
51	255,300	289,900
52	255,800	290,600
53	256,200	291,100
54	256,600	291,700
55	256,900	292,300
56	257,200	293,000
57	257,500	293,600
58	257,800	294,200
59	258,100	294,800
60	258,400	295,500
61	258,700	296,100

62	259,000	296,700
63	259,300	297,200
64	259,600	297,700
65	259,900	298,200
66	260,200	298,800
67	260,500	299,300
68	260,800	299,900
69	261,100	300,300
70	261,400	300,800
71	261,700	301,300
72	262,000	301,900
73	262,300	302,400
74	262,600	302,800
75	262,900	303,100
76	263,200	303,400
77	263,500	303,600
78	263,800	303,900
79	264,100	304,100
80	264,400	304,400
81	264,700	304,600
82	265,000	304,800
83	265,300	305,100
84	265,600	305,300
85	265,900	305,600
86	266,200	305,800
87	266,500	306,100
88	266,800	306,400
89	267,100	306,700
90	267,400	307,000
91	267,700	307,300
92	268,000	307,600
93	268,300	307,800
94		308,000

95	308,300
96	308,700
97	308,900
98	309,200
99	309,500
100	309,900
101	310,100
102	310,400
103	310,700
104	311,000
105	311,200
106	311,500
107	311,800
108	312,100
109	312,300
110	312,600
111	313,000
112	313,300
113	313,500
114	313,700
115	314,000
116	314,400
117	314,600
118	314,800
119	315,100
120	315,400
121	315,700
122	315,900
123	316,200
124	316,500
125	316,800

備考 この表は、就業規程第32条の2の規定に基づき採用された職員のうち、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

別表第6の2（第5条関係）

任期付行政職給料表（二）

職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額
1	198,200	240,400
2	199,900	241,200
3	201,600	242,000
4	203,300	242,700
5	205,000	243,400
6	206,700	244,100
7	208,300	244,900
8	209,900	245,600
9	211,500	246,400
10	213,000	247,100
11	214,500	247,800
12	215,900	248,400
13	217,300	249,100
14	218,800	249,500
15	220,300	250,000
16	221,800	250,400
17	223,200	250,900
18	224,600	251,300
19	226,000	251,800
20	227,400	252,200
21	228,800	252,500
22	229,800	252,800
23	230,900	253,100
24	232,000	253,400
25	233,000	253,900
26	233,800	254,400
27	234,700	254,800
28	235,500	255,300
29	236,400	255,800

30	237,200	256,300
31	238,000	256,700
32	238,800	257,100
33	239,600	257,400
34	240,100	257,900
35	240,600	258,400
36	241,100	258,800
37	241,700	259,200
38	242,200	259,700
39	242,700	260,100
40	243,200	260,500
41	243,700	260,900
42	244,000	261,300
43	244,300	261,800
44	244,700	262,100
45	245,100	262,400
46	245,500	262,800
47	245,900	263,200
48	246,300	263,500
49	246,600	263,900
50	246,900	264,300
51	247,200	264,600
52	247,500	264,900
53	247,700	265,300
54	248,000	265,600
55	248,300	265,900
56	248,600	266,300
57	248,800	266,600
58	249,100	266,900
59	249,400	267,200
60	249,600	267,500
61	249,800	267,800
62	250,100	268,100

63	250,400	268,400
64	250,600	268,700
65	250,800	268,900
66	251,100	269,200
67	251,400	269,500
68	251,600	269,700
69	251,800	269,900
70	252,100	270,200
71	252,400	270,500
72	252,600	270,700
73	252,800	270,900
74	253,100	271,200
75	253,400	271,500
76	253,600	271,700
77	253,800	271,900
78	254,100	272,200
79	254,400	272,500
80	254,600	272,700
81	254,800	272,900
82	255,100	273,200
83	255,300	273,500
84	255,600	273,700
85	255,800	273,900
86	256,000	274,100
87	256,300	274,400
88	256,600	274,700
89	256,800	274,900
90	257,100	275,100
91	257,400	275,400
92	257,600	275,600
93	257,800	275,900
94	258,100	276,200
95	258,400	276,500

96	258,600	276,700
97	258,800	276,900
98	259,100	277,200
99	259,400	277,400
100	259,600	277,700
101	259,800	277,900
102	260,100	278,100
103	260,400	278,400
104	260,600	278,700
105	260,800	278,900
106		279,100
107		279,400
108		279,600
109		279,900
110		280,200
111		280,500
112		280,700
113		280,900
114		281,200
115		281,400
116		281,600
117		281,900
118		282,200
119		282,500
120		282,700
121		282,900
122		283,100
123		283,400
124		283,700
125		283,900
126		284,100
127		284,400
128		284,700

129		284,900
130		285,100
131		285,400
132		285,700
133		285,900
134		286,100
135		286,400
136		286,700
137		286,900

備考 この表は、就業規程第32条の2の規定に基づき採用された職員のうち、療務員その他の職員で理事長が定めるものに適用する。ただし、就業規程第32条の2第1項に基づき採用された職員を除く。

#### 別表第7（第5条関係）

##### 任期付医療職給料表（二）

号給	給料月額
1	239,800
2	241,100
3	242,400
4	243,700
5	244,900
6	246,000
7	247,000
8	247,900
9	249,000
10	250,100
11	251,200
12	252,400
13	253,600
14	254,800
15	256,000
16	257,100
17	258,100
18	259,100

19	260,200
20	261,200
21	262,300
22	263,200
23	264,000
24	264,800
25	265,600
26	266,400
27	267,200
28	268,000
29	268,700
30	269,500
31	270,300
32	271,100
33	271,900
34	272,700
35	273,300
36	274,100
37	275,000
38	275,800
39	276,600
40	277,300
41	278,000
42	278,800
43	279,600
44	280,300
45	281,000
46	281,800
47	282,600
48	283,300
49	284,000
50	284,700
51	285,300

52	286,000
53	286,700
54	287,300
55	288,000
56	288,600
57	289,300
58	290,000
59	290,700
60	291,300
61	291,800
62	292,400
63	293,100
64	293,700
65	294,200
66	294,800
67	295,500
68	296,100
69	296,700
70	297,300
71	297,900
72	298,500
73	299,100
74	299,600
75	300,000
76	300,400
77	300,700
78	301,000
79	301,200
80	301,500
81	301,800
82	302,000
83	302,300
84	302,600

85	302,800
86	303,000
87	303,200
88	303,400
89	303,800
90	304,000
91	304,200
92	304,400
93	304,800
94	305,000
95	305,200
96	305,500
97	305,800
98	306,000
99	306,200
100	306,500
101	306,800
102	307,000
103	307,200
104	307,500
105	307,800

備考 この表は、就業規程第32条の2の規定に基づき採用された職員のうち、薬剤師、放射線技師その他の職員で理事長が定めるものに適用する。ただし、就業規程第32条の2第1項に基づき採用された職員を除く。

#### 別表第8（第5条関係）

##### 任期付医療職給料表（三）

職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額
1	221,700	254,700
2	223,600	256,800
3	225,400	259,000
4	227,100	261,200

5	228,800	263,400
6	230,700	264,400
7	232,500	265,200
8	234,200	266,100
9	235,900	266,900
10	237,800	268,000
11	239,700	269,100
12	241,600	270,000
13	243,400	270,800
14	245,400	271,500
15	247,400	272,200
16	249,400	273,000
17	251,400	274,100
18	253,400	275,000
19	255,500	275,900
20	257,500	276,800
21	259,400	277,800
22	260,600	278,800
23	261,700	279,700
24	262,800	280,700
25	263,900	281,500
26	264,700	282,400
27	265,600	283,300
28	266,400	284,200
29	267,200	285,200
30	267,900	285,900
31	268,600	286,600
32	269,300	287,300
33	270,100	287,900
34	270,700	288,500
35	271,300	289,000
36	271,800	289,400
37	272,400	289,800

38	273,100	290,400
39	273,800	290,900
40	274,500	291,300
41	275,200	291,700
42	275,800	292,200
43	276,500	292,600
44	277,100	293,100
45	277,900	293,600
46	278,600	294,000
47	279,300	294,500
48	279,900	294,900
49	280,400	295,400
50	280,900	295,800
51	281,300	296,300
52	281,700	296,800
53	282,000	297,200
54	282,500	297,600
55	282,900	298,100
56	283,300	298,500
57	283,700	299,000
58	284,100	299,700
59	284,400	300,400
60	284,700	301,100
61	285,100	301,800
62	285,500	302,700
63	285,900	303,600
64	286,200	304,300
65	286,500	305,000
66	286,900	305,900
67	287,300	306,700
68	287,600	307,500
69	288,000	308,200
70	288,500	309,100

71	288,900	310,000
72	289,200	310,800
73	289,600	311,700
74	290,100	312,500
75	290,600	313,400
76	291,100	314,300
77	291,600	315,100
78	292,100	316,000
79	292,700	317,000
80	293,100	317,900
81	293,600	318,400
82	294,000	319,200
83	294,500	320,100
84	295,000	320,900
85	295,400	321,700
86	295,800	322,600
87	296,300	323,600
88	296,800	324,600
89	297,200	325,500
90	297,700	326,500
91	298,200	327,500
92	298,700	328,500
93	299,200	329,300
94	299,600	330,000
95	300,100	330,700
96	300,700	331,300
97	301,300	331,800
98	301,800	332,100
99	302,300	332,600
100	302,800	333,200
101	303,200	333,600
102	303,700	334,100
103	304,100	334,700

104	304,500	335,200
105	304,900	335,600
106	305,300	336,100
107	305,700	336,600
108	306,000	337,100
109	306,200	337,500
110	306,500	337,800
111	306,700	338,100
112	307,000	338,400
113	307,300	338,700
114	307,500	339,100
115	307,800	339,400
116	308,000	339,700
117	308,300	339,900
118	308,500	340,200
119	308,800	340,500
120	309,100	340,700
121	309,400	340,900
122	309,700	341,200
123	310,000	341,500
124	310,300	341,800
125	310,500	342,000
126	310,700	342,300
127	311,000	342,600
128	311,400	342,800
129	311,600	343,000
130	311,900	343,200
131	312,200	343,500
132	312,600	343,700
133	312,800	344,000
134	313,100	344,400
135	313,400	344,800
136	313,700	345,200

137	313,900	345,500
138	314,200	345,900
139	314,500	346,300
140	314,800	346,700
141	315,000	347,000
142	315,300	347,400
143	315,700	347,700
144	316,000	348,100
145	316,200	348,400
146	316,400	348,800
147	316,700	349,200
148	317,000	349,600
149	317,200	349,900
150	317,400	350,300
151	317,700	350,700
152	318,000	351,100
153	318,400	351,400
154	318,600	
155	318,800	
156	319,100	
157	319,400	
158	319,700	
159	320,000	
160	320,300	
161	320,700	
162	321,000	
163	321,300	
164	321,600	
165	322,000	
166	322,300	
167	322,600	
168	322,900	
169	323,300	

備考 この表は、就業規程第32条の2の規定に基づき採用された職員の

うち、助産師及び看護師その他の職員で理事長が定めるものに適用する。ただし、就業規程第32条の2第1項に基づき採用された職員を除く。

別表第9（第5条関係）

行政職給料表（一）等級別基準職務表

等級	基準となる職務
1級	定型的な業務を行う職務
2級	基本的な知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
4級	係長の職務
5級	副主幹の職務
6級	1 課長の職務 2 主幹の職務
7級	特に高度の知識又は経験を必要とする課長の職務
8級	副本部長の職務
9級	本部長の職務

別表第9の2（第5条関係）

行政職給料表（二）等級別基準職務表

等級	基準となる職務
1級	定型的な業務を行う労務職員の職務
2級	基本的な技能又は経験を必要とする業務を行う労務職員の職務
3級	相当の技能又は経験を必要とする業務を行う労務職員の職務
4級	高度の技能又は経験を必要とする業務を行う労務職員の職務
5級	多数の労務職員を指揮監督する係長の職務

別表第10（第5条関係）

医療職給料表（一）等級別基準職務表

等級	基準となる職務
1級	医師又は歯科医師の職務

2 級	医長の職務
3 級	診療科部長の職務
4 級	統括部長の職務
5 級	医務局長又は副医務局長の職務

別表第11（第5条関係）

医療職給料表（二）等級別基準職務表

等級	基準となる職務
1 級	1 診療放射線技師、臨床検査技師、公認心理師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床工学技士、管理栄養士、視能訓練士、歯科衛生士、救急救命士、胚培養士又は医療技術士（以下「診療放射線技師等」という。）の職務
2 級	1 薬剤師の職務 2 高度の技術又は経験を必要とする診療放射線技師等の職務
3 級	1 高度の技術又は経験を必要とする薬剤師の職務 2 相当高度の技術又は経験を必要とする診療放射線技師等の職務
4 級	主任の職務
5 級	1 副主幹の職務 2 係長の職務
6 級	1 薬局科長、技師長又は技士長の職務 2 課長、室長又は主幹の職務
7 級	1 薬剤局長又は医療技術局長の職務 2 薬剤副局長又は医療技術副局長の職務

別表第12（第5条関係）

医療職給料表（三）等級別基準職務表

等級	基準となる職務
1 級	准看護師の職務
2 級	1 助産師又は看護師の職務 2 前号の職務に相当する准看護師の職務
3 級	1 高度の技術又は経験を必要とする助産師又は看護

	師の職務 2 前号の職務に相当する准看護師の職務
4 級	看護主任又は係長の職務
5 級	1 看護師長の職務 2 課長、室長又は主幹の職務の職務
6 級	1 看護局長の職務 2 看護副局長の職務

別表第13（第5条関係）

任期付職給料表基準職務表

基準となる職務	
高度の専門的知識経験等を必要とする業務を行う職務	

別表第14（第5条関係）

任期付行政職給料表（一）等級別基準職務表

等級	基準となる職務
1 級	定型的な業務を行う職務
2 級	基本的な知識又は経験を必要とする業務を行う職務

別表第14の2（第5条関係）

任期付行政職給料表（二）等級別基準職務表

等級	基準となる職務
1 級	定型的な業務を行う労務職員の職務
2 級	基本的な技能又は経験を必要とする業務を行う労務職員の職務

別表第15（第5条関係）

任期付医療職給料表（二）基準職務表

基準となる職務	
薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、公認心理師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床工学技士、管理栄養士、視能訓練士、歯科衛生士、救急救命士、胚培養士又は医療技術士の職務	

別表第16（第5条関係）

任期付医療職給料表（三）等級別基準職務表

等級	基準となる職務
1級	准看護師の職務
2級	1 助産師又は看護師の職務 2 前号の職務に相当する准看護師の職務

別表第17（第29条関係）

医療職年俸表（一）

区分	基本年俸	業績年俸
1	16,607,000	4,023,000
2	16,707,000	4,060,000
3	16,794,000	4,093,000
4	16,869,000	4,121,000
5	16,935,000	4,146,000
6	16,993,000	4,168,000
7	17,042,000	4,187,000
8	17,087,000	4,205,000

備考 この表は、法人に勤務する医師のうち院長に適用する。

別表第17の2（第29条関係）

医療職年俸表（一）

区分	基本年俸	業績年俸
1	15,944,000	4,003,000
2	16,043,000	4,040,000
3	16,131,000	4,073,000
4	16,205,000	4,101,000
5	16,271,000	4,126,000
6	16,328,000	4,148,000
7	16,378,000	4,167,000
8	16,424,000	4,185,000

備考 この表は、法人に勤務する医師のうち副院長に適用する。

別表第18（第29条関係）

医療職年俸表（二）

区分	基本年俸	業績年俸
1	7,755,000	2,972,000
2	7,804,000	2,995,000
3	7,855,000	3,018,000
4	7,906,000	3,041,000
5	7,956,000	3,064,000
6	7,991,000	3,080,000
7	8,015,000	3,091,000
8	8,039,000	3,102,000

備考 この表は、法人に勤務する薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、公認心理師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床工学技士、管理栄養士、視能訓練士、歯科衛生士、救急救命士、胚培養士又は医療技術士のうち副院長又は特に高度の知識又は経験を必要とする薬剤局長又は医療技術局長に適用する。

別表第19（第29条関係）

医療職年俸表（三）

区分	基本年俸	業績年俸
1	7,113,000	2,612,000
2	7,235,000	2,668,000
3	7,337,000	2,715,000
4	7,433,000	2,759,000
5	7,517,000	2,798,000
6	7,576,000	2,825,000
7	7,624,000	2,847,000
8	7,677,000	2,871,000

備考 この表は、法人に勤務する助産師又は看護師のうち副院長又は特に高度の知識又は経験を必要とする看護局長に適用する。